（六）自然保護に関する項目	1　調査項目 (1)　環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 (2)　国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況 2　調査地域 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 3　予測 (1)　調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (2)　事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。 (3)　調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。

附　則

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

告　示

○財務省告示第三百十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年十月一日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	一億八千三百三十万円	一億八千三百二万千三百八十八円
〃	第二回	二億三千七百八十万円	二億三千七百五十三万三千六百六十六円
〃	第三回	五千七百二十三万円	五千七百十六万千三百二十四円
〃	第四回	五千七百十六万円	五千七百十万九千七百四円
〃	第五回	四千九百五十万円	四千九百四十五万二千四百八十六円
〃	第六回	二千二百五十五万円	二千二百五十二万六千五百五十円
〃	第七回	四億千九百九万円	四億千八百三十八万五千九百三十二円
〃	第八回	二億六千百三万円	二億六千五十七万五百九十二円
〃	第九回	一億八千五百三十万円	一億八千四百八十九万九千七百五十六円
〃	第十回	一億四千八十四万円	一億四千四十七万九千四百五十八円
〃	第十一回	二億八千六百七十五万円	二億八千六百十五万五千五百八十九円
〃	第十二回	一億千三百八十三万円	一億千三百六十一万千四百五十円
〃	第十三回	二億六千五万円	二億五千九百六十三万三千九百二十円
〃	第十四回	八億九千四百七十三万円	八億九千三百二十二万六千五百十二円
〃	第十五回	百三十万円	百二十九万七千九百八十四円
〃	第十六回	三千五百万円	三千四百九十五万四千二百六十七円
〃	第十七回	二千七百三十二万円	二千七百二十八万九千三百四十七円
〃	第十九回	千五百三十万円	千五百二十八万五千五百二十円
〃	第二十回	千四百万円	千三百九十八万九千四百十円
〃	第二十三回	四百万円	三百九十九万八千二百九十円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第八回	五億五千百六万円	五億四千五百九十九万二百四十八円
〃	第九回	四億九千九百九十一万円	四億九千六百十五万六百八十六円
〃	第十回	三億八千八百八十五万円	三億八千六百三十三万二百六十円
〃	第十一回	九億五千百二十四万円	九億四千百九十五万五千九百十二円
〃	第十二回	五億四千六百四十二万円	五億四千二百九万二千三百七十円
〃	第十三回	六億三千四百九万円	六億三千三万千八百二十四円